

相生市脱炭素社会づくり基本計画

相生市市民生活部環境課

目 次

本市の脱炭素社会づくりに向けて	1
第1章 計画策定の背景・趣旨	2
第1節 背景	2
1 世界情勢	2
2 日本の動向	2
第2節 地球温暖化対策に関する法整備	2
第2章 基本事項	3
第1節 対象者	3
第2節 目指す将来像	3
第3節 対象温室効果ガス	3
第4節 計画期間	3
第3章 温室効果ガスの排出量と削減する温室効果ガスの排出量	4
第1節 相生市内の部門別温室効果ガスの排出状況	4
第2節 削減する温室効果ガスの排出量	5
第4章 削減に取り組む上での課題と取組み	6
第1節 三者の課題	6
1 行政	6
2 事業者	7
3 市民	8
第5章 将来検討課題	9
第6章 脱炭素社会の実現に向けて	9

本市の脱炭素社会づくりに向けて

地球温暖化対策として、脱炭素社会づくりに取り組むことは世界共通の課題であり、我が国においては、脱炭素社会づくりの推進に向けた方策の一つとして、より高い先進性・モデル性を持つ取り組みを行う地域を脱炭素先行地域として認定しており、本市においては、その認定を受けるべく研究を重ねているところです。

今後、本市が脱炭素社会づくりを行うために、国が示す各指針などを取り入れながら行政市、事業者、市民それぞれが主体となり連携・協働し、その取り組みを継続的かつ有効的に機能させ、脱炭素社会づくりを行っていくための基本計画を策定します。

～脱炭素先行地域とは～

2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

※環境省抜粋



第1章 計画策定の背景・趣旨

第1節 背景

1 世界情勢

近年、世界中でこれまでにない自然災害による被害が大きな問題となっており、この原因となっているのが地球温暖化と考えられています。

平成27年（2015年）、各国は地球温暖化の解決に向けて、温室効果ガスの排出削減を図るために、COP21で合意されたのが「パリ協定」です。

パリ協定では、世界共通の目標として、「産業革命以前に比べ、世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」、「今世紀後半に、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」としています。

2 日本の動向

日本は、令和2年（2020年）10月に、令和32年度（2050年度）までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

また、令和3年（2021年）4月には、令和12年度（2030年度）に、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比46%削減することを目指すと表明し、このことは令和3年（2021年）10月22日、地球温暖化対策計画（政府の総合計画）として閣議決定されました。

第2節 地球温暖化対策に関する法整備

日本の地球温暖化対策の基本となる法律として平成10年（1998年）に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、温室効果ガスの排出量を削減するための国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組みなどが示されています。

まず、第4条では、地方公共団体の責務として、温室効果ガスの排出量削減等のための施策を推進し、措置を講じるものとされ、同法第21条において、都道府県、市町村は地球温暖化対策実行計画を策定することとされています。

第5条では、事業者の責務として、事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講じ、国、地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとされています。

また、第6条では、国民の責務として、日常生活に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国、地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないとされています。

第2章 基本事項

第1節 対象者

行政（市）、事業者、市民の三者とします。

第2節 目指す将来像

本市においては、令和32年度（2050年度）までに「気候変動対策の推進」、「自然共生社会の推進」、「循環型社会の推進」、「安全・安心で快適な生活環境の保全」のための取組みを一体的に進めながら、温室効果ガス排出量をゼロとする『脱炭素社会』の実現を目指します。

第3節 対象温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で定められた7種類のガスとします。


- 1 二酸化炭素
- 2 メタン
- 3 一酸化二窒素
- 4 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 5 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 6 六ふっ化硫黄
- 7 三ふっ化窒素

第4節 計画期間

国の方針に則り、表1のとおり、平成25年度（2013年度）を基準年度とし、令和6年度（2024年度）を計画開始年度、令和12年度（2030年度）を中間目標年度、令和32年度（2050年度）を最終年度とします。

本計画は、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

表1 計画期間

年 度	平成25年度 (2013年度)	令和6年度 (2024年度) 開始年度	令和12年度 (2030年度) 中間目標	令和32年度 (2050年度) 最終年度
計画期間	基準年度			

第3章 温室効果ガスの排出量と削減する温室効果ガスの排出量

第1節 相生市内の部門別温室効果ガスの排出状況

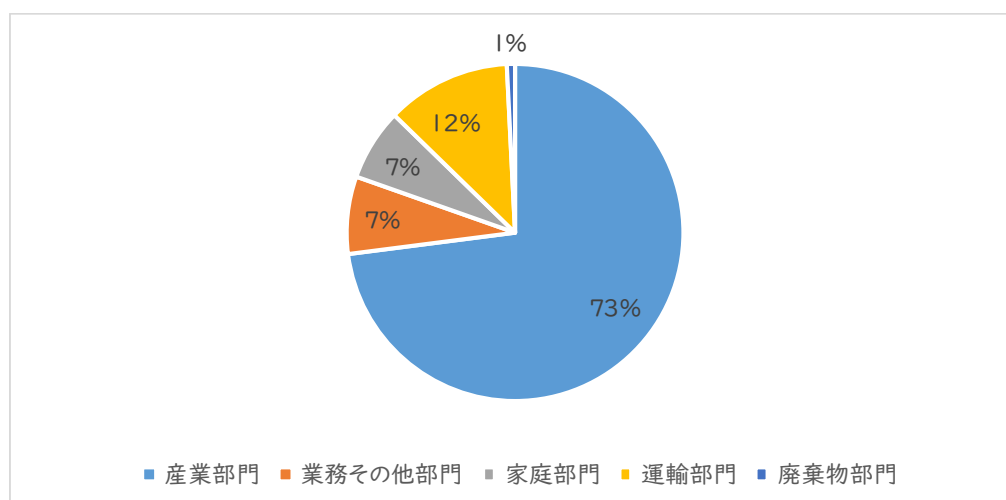
本市における基準年度における部門別の温室効果ガスの排出量と過去5年間の排出状況を表2に示します。また、令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量の割合を表3に示します。

表2 平成25年度（2013年度）と過去5年間の排出量の推移

部 門	温室効果ガス排出量(千トン-CO2)					
	H25 (2013)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
産業部門	183	211	194	244	192	275
業務その他部門	45	42	36	30	29	28
家庭部門	42	32	31	25	26	26
運輸部門	58	53	52	50	49	45
廃棄物分野 (一般廃棄物)	3	4	3	4	3	3
合 計	331	342	316	353	299	377

※出典：環境省 部門別温室効果ガス排出量の現況推計（「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき環境省が算出しています。）

表3 令和2年度（2020年度）温室効果ガス排出量の割合（単位：千トン-CO2）



第2節 削減する温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの排出量は、平成25年度（2013年度）を基準年度とし、令和12年度（2030年度）の排出量を△46%と設定した場合、相生市全体では年間152千トン-CO₂を削減する必要があります。

その達成に向け、削減に取り組む上での課題を抽出します。

表4 市内全施設のCO₂排出量(単位:千トン-CO₂)

	H25 (2013)	R12 (2030)	
	CO ₂ 排出量	CO ₂ 排出量	CO ₂ 削減 目標量
相生市全施設	331	179	152

表5 温室効果ガスの排出量と削減排出量の差(単位:千トン-CO₂)

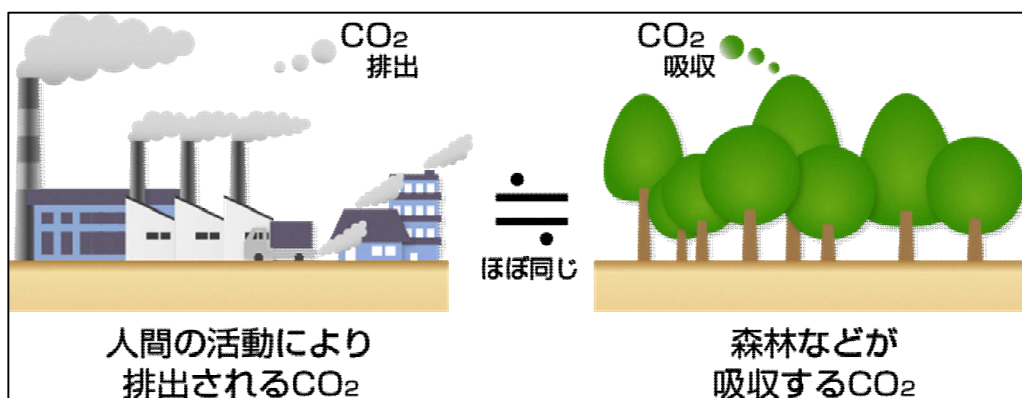
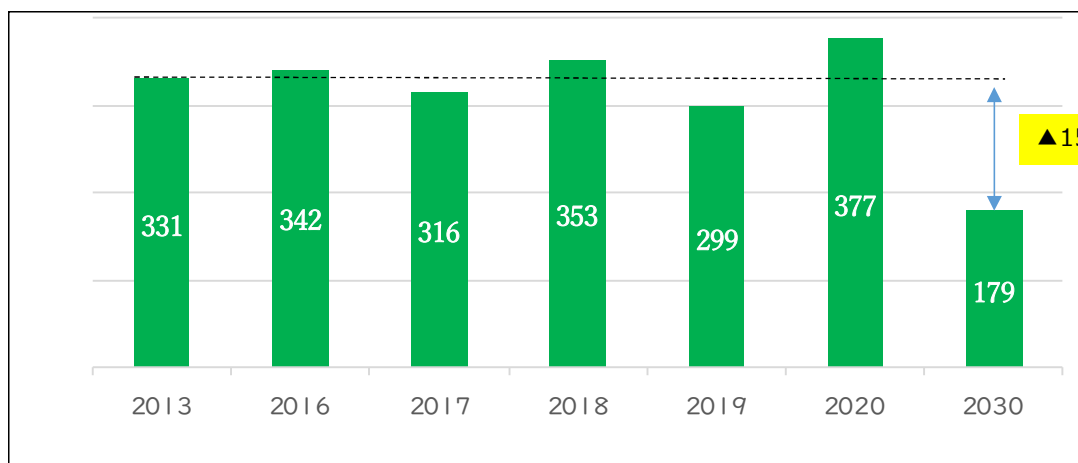


図1 脱炭素社会のイメージ

第4章 削減に取り組む上での課題と取組み

第1節 三者の課題

三者が、温室効果ガス排出量をゼロとする『脱炭素社会』を実現するための課題を示します。

1 行政

各政策分野での課題解決に結びつく脱炭素政策の立案を行っていきます。

また、三者間の連携が円滑に進むように、合わせて取組みが具体化するように調整を図ります。

(1) 主な課題

ア 施設・設備の省エネ化

省エネルギー化に資する施設・設備の導入・改善を行う。

イ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入する。

ウ 公用車等の温室効果ガス排出量の削減

次世代自動車の導入する。

エ ごみの減量・リサイクルの推進

一般廃棄物の減量とリサイクルの推進する。

オ 意識啓発

事業者、市民に対し、脱炭素に係わる様々な取組み手法などの情報提供を行う。

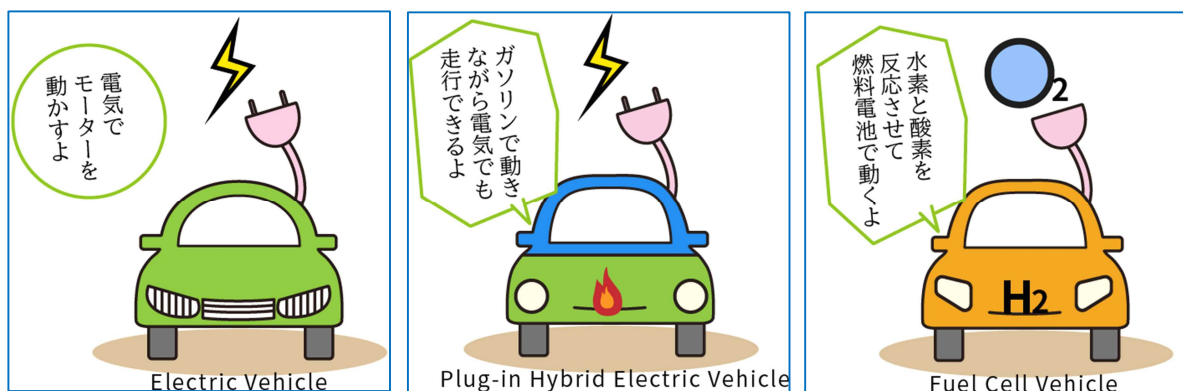


図2 次世代自動車の例

2 事業者

脱炭素社会を実現するためには、自らの事業活動（原材料や部品調達時など、関連する様々な要因）に伴うエネルギーの使用状況やそれに伴う温室効果ガスの排出量を把握することが大事であり、また、ビジネススタイルの見直しが必要です。

(1) 主な課題

ア 施設等の省エネ化の推進

省エネルギー化に資する施設、設備の改善を行う。

イ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入する。

ウ 社用車等の温室効果ガス排出量の削減

次世代自動車の導入する。

エ ごみの減量・リサイクルの推進

ごみの分別、リサイクルに取り組む。

オ 意識啓発

省エネに資する行動に取り組む。

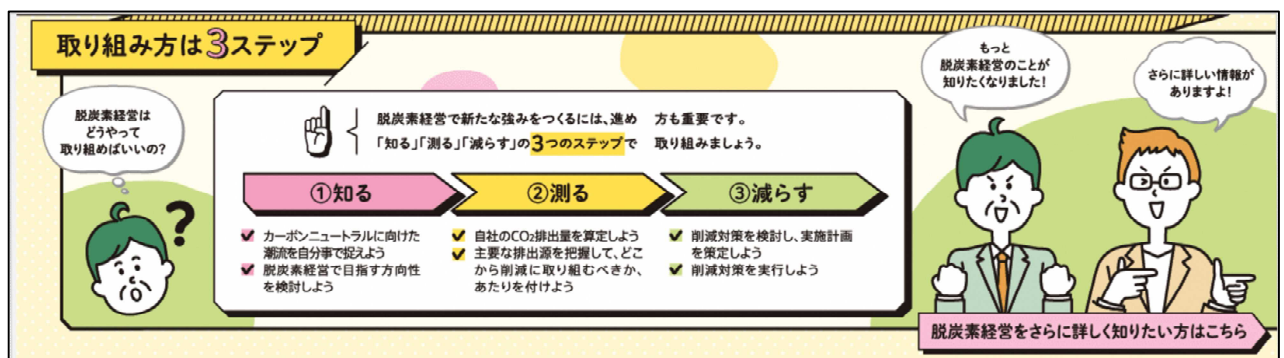


図3 脱炭素経営イメージ

出典：環境省「脱炭素経営のすゝめ」中小企業向けより抜粋

3 市民

脱炭素社会を実現するためには、市民一人一人がライフスタイルに合わせて行動を起こし、生活様式を脱炭素に向け、変えていく必要があります。

(1) 主な課題

ア 家屋等の省エネ化の推進

省エネルギー化に資する家屋、設備の改善を行う。

イ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入する。

ウ 自家用車等の温室効果ガス排出量の削減

次世代自動車の導入する。

エ ごみの減量・リサイクルの推進

ごみの分別、リサイクルに取り組む

オ 意識啓発

省エネに資する行動に取り組む。

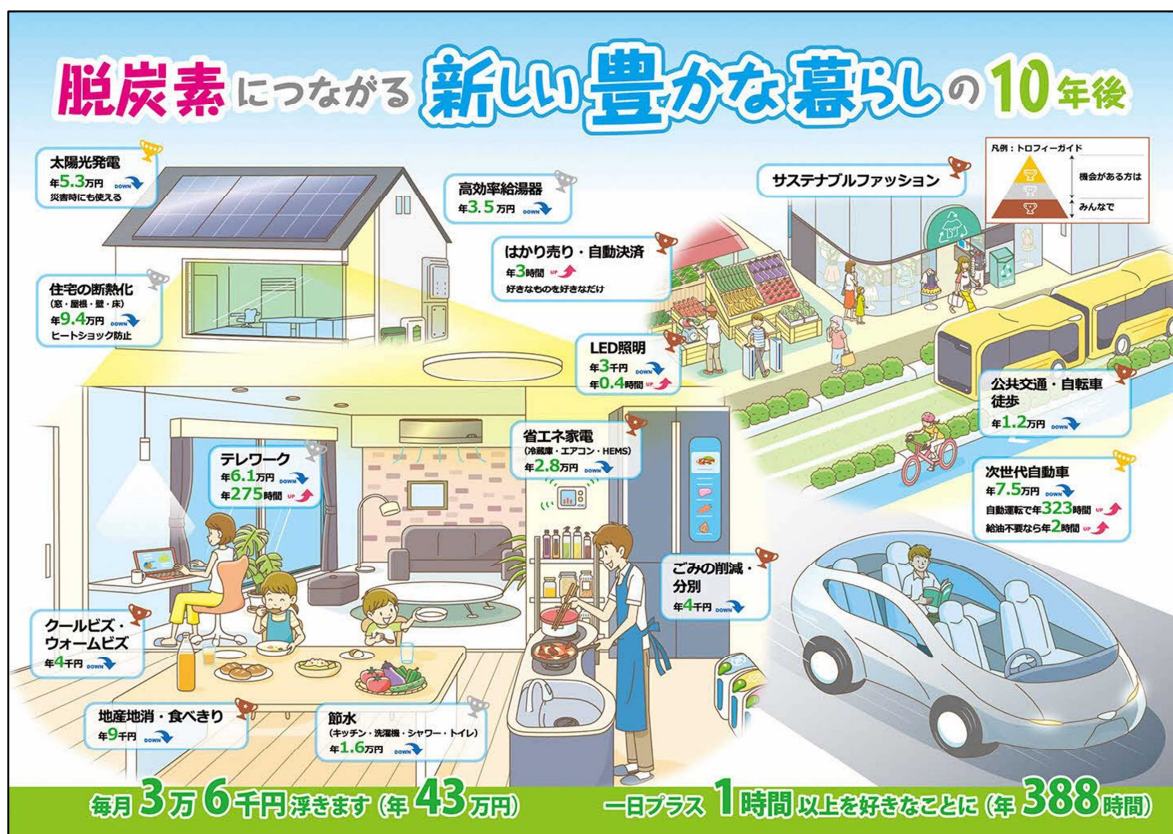


図4 家庭における脱炭素社会実現後のイメージ

出典:環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」より

第5章 将来検討課題

脱炭素化をより推進するため、引き続き事業者等とともに以下を検討していきます。

1 バイオマス事業

汚泥、残渣などの利活用

2 再生可能エネルギー設備

新たな技術などの導入

3 CO₂の吸収、活用

工場などから多量に出る二酸化炭素の吸収、再利用など

4 自然再生

藻場など自然再生を行い、吸収源として活用する。

第6章 脱炭素社会の実現に向けて

脱炭素社会は、自分たちの未来や地域の未来づくりでもあります。

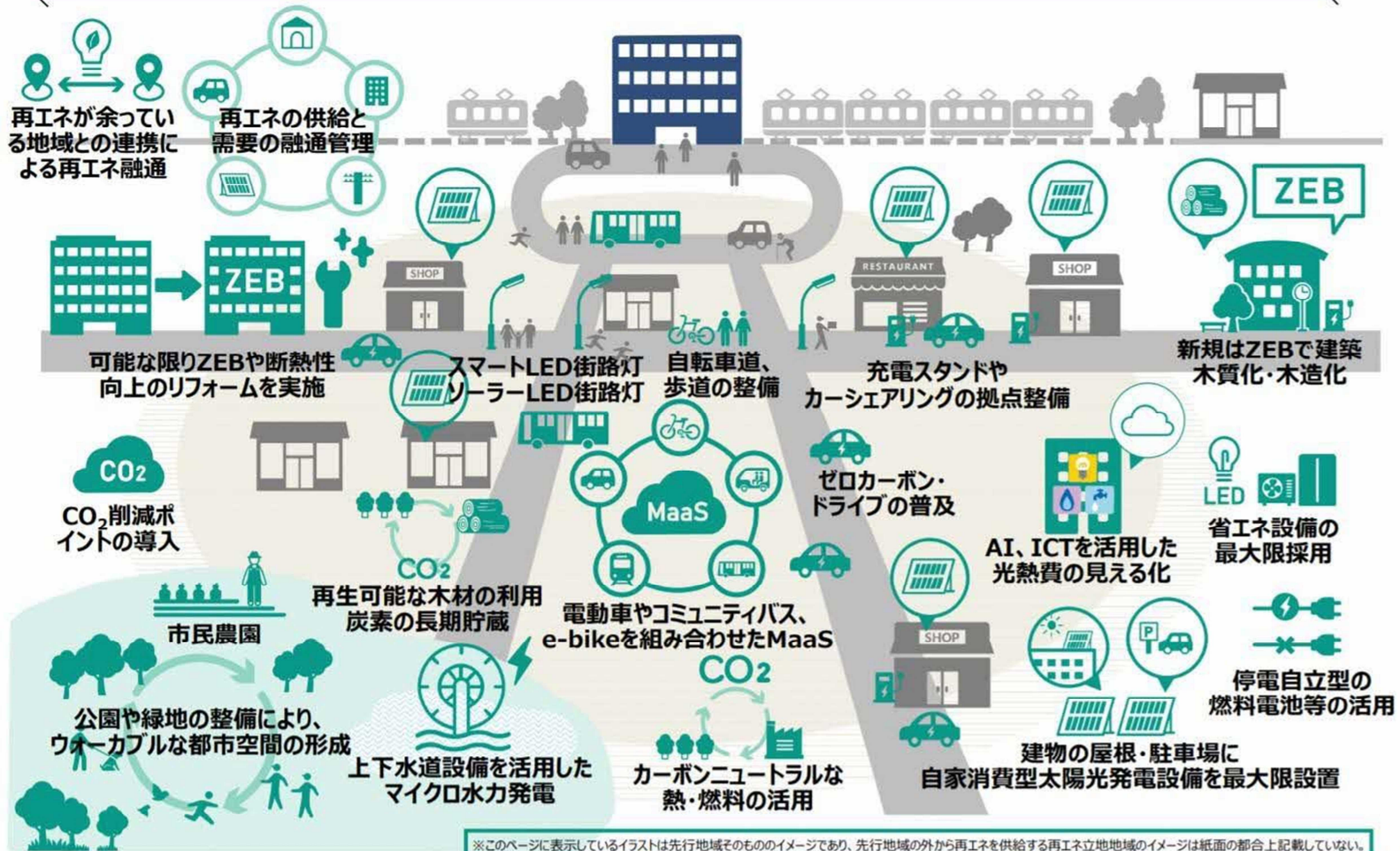
そのためには、一人ひとりが“自分の問題”としてとらえ、できることから取り組むことが必要です。

本市は、持続可能な脱炭素社会づくりを進めていくため、市民や事業者とパートナーとして連携し、各種活動に取り組んでいくことができるよう進めていきます。



図5 SDGsと脱炭素社会

C) 地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街など）



10

図6 ゼロカーボンシティのイメージ

